

第 2 6 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 7 日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第26回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年6月7日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（16名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	宍 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	10番	中 村 和 敏
12番	板 倉 小百合	13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）
14番	梅 原 英 男	15番	齋 藤 重 幸
16番	鷗 澤 英 夫	17番	今 関 喜 明

5、欠席委員（1名）

11番 川 嶋 一 美

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～6）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～4）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 議案第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～4）

第8 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
（整理番号1）

第9 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1～3)

第10 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1)

第11 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～5)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	片岡和信
主任書記	長谷川聡彦	主任書記	井内和香子
書記	谷口智		

◎開 会

○議長 ただいまより、第26回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第26回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、川嶋一美委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀武委員及び加藤岡一弘委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第1号の案件は6件予定されております。本来は一括審議を行うところでございますが、整理番号4、整理番号5、整理番号6の案件は日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号2、整理番号3、整理番号4の案件と関連があります。

つきましては、議案第1号の整理番号1から3については審議を行い、整理番号4、整理番号5、整理番号6は、議案第2号の整理番号2、整理番号3、整理番号4、それぞれ一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号

1 から 3 について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをご覧ください。

整理番号 1、申請地は、北今泉字中浜芝、地目 畑の 1 筆、面積 396 平方メートルを、贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、義務者の申し出によるもので、義務者は、後継者に生前贈与するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の 1 ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 1 ページから 4 ページまでになります。

次に、整理番号 2、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の 2 筆、合計面積 1,817 平方メートルの一部に営農型太陽光発電設備の設置にあたり、設置者及び所有者が異なりますので、パネル面積の 426 平方メートルを使用貸借による区分地上権を設定するものでございます。

なお、この場所は、先月の第 25 回総会において、農地法第 5 条の規定による支柱の部分について、引き続き、一時転用の許可申請があった箇所でございます。

区分地上権の設定は、農地法第 3 条第 2 項のただし書に該当しており、例外的に許可することができるとされております。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面 2 ページをご覧ください。

1-2 と赤で示す箇所でございます。

申請理由は、権利者は、売電事業を行うため、義務者は、売電事業用地として活用するため、でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料 5 ページから 32 ページまでになります。

次に、議案書の 2 ページをご覧ください。

整理番号 3、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の 1 筆、面積 1,371 平方メートルの一部に営農型太陽光発電設備の設置にあたり、設置者及び所有者が異なりますので、パネル面積の 412 平方メートルを使用貸借による区分地上権を設定するものでございます。

なお、この場所は、整理番号 2 と同様、先月の第 25 回総会において、農地法第 5 条の規定による支柱の部分について、引き続き、一時転用の許可申請があった箇所でございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面 2 ページをご覧ください。

1－3 と赤で示す箇所でございます。

申請理由は、権利者は、売電事業を行うため、義務者は、売電事業用地として活用するため、でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料 3 3 ページから 5 7 ページまでになります。

なお、区分地上権の設定については、令和 6 年 4 月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により、農地法第 5 条の一時転用と併せ、設定することが必要となりました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、議案第 1 号整理番号 1 の調査報告をいたします。

理由は、事務局説明の通りです。

調査は 6 月 6 日市東推進委員さんと申請地権者にお会いし、お話を伺いました。

また、義務者には遠方のため、電話での聞き取りとなりました。

双方とも今回の申請に間違いのないことでした。

権利者義務者は兄弟であります。

義務者は申請地を相続したのですが管理もできなく、今後のことを考え、権利者に今回の話をして権利者が了承したことから、今回の申請に至ったとのことでした。

申請地は少し竹とかが生えている状態ですが、権利者が今後は少しずつ元に戻し、綺麗にしたいと言っていました。

問題ないとは思いますが、皆様の慎重な審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号 2 及び 3 案件につきましては、一括して板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第 1 号整理番号 2 と 3 は、権利者義務者が同一であるため、一括して調査報告を申し上げます。

理由内容としては、事務局の説明の通りです。

6月3日、片岡推進員と権利者にお会いしてお話を伺い、その後、現地確認を行いました。

先月の総会で、農地法第5条の規定による許可申請について、営農型太陽光発電施設用地の一部転用の更新で調査を行いましたが、今回は区分地上権設定による申請です。

申請地は2ヶ所とも権利者の自宅に隣接しており、パネル支柱部分に植えたブルーベリーとパネルとパネルの間に作付したサツマイモが順調に生育しておりましたが、雑草が生え始めたため、これから草刈をし、管理作業を進めていくとのことでした。

何ら問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1～4）

◎議案第1号（整理番号4～6）

○議長　続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号について、説明をお願いいたします。

○事務局　ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、金谷郷字縣台、地目 畑の1筆、面積2,657平方メートルに新たに地上権を設定し、太陽光発電施設用地に転用しようとするものでございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

赤で示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料58ページから66ページになります。

施設の概要は、太陽光パネル516枚、パワコン5台を設置しようとするものです。

事業を行う理由につきましては、権利者が義務者から地上権の設定を受け、太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行うことによって収益を上げるために計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は、農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われま。

次に、一般的基準でございます。最初に申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋立ては行わず整地後、軽く転圧をかける計画となっております。

排水につきましては、雨水を地下浸透する計画となっております。

また、設置する工作物は高さ2.2メートル程度で、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係は、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例が該当し、

担当課へ事前協議申出書が提出済みであり、その写しが添付されております。

説明は以上でございます。

次に、整理番号2でございますが、議案第1号、整理番号4の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

なお、区分地上権の設定については、令和6年4月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により設定することが必要となりました。

これに伴い議案第1号の整理番号4から整理番号6については、支柱に係る一時転用期間と同じ期間で区分地上権を設定するものでございます。

申請地は、大網字切留、現況地目 畑の1筆、面積 991 平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352 平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧くださいまして、1-4、2-2と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うために一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱58本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、67ページから93ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.2メートルから3.5メートルの間隔に立て、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、2ページをご覧ください。

続いて、この整理番号2に関連します議案第1号、整理番号4の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、令和6年4月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により設定が必要となりました。

このことから、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の351.216平方メートルに新たに区分地上権を設定するものでございます。

議案書5ページをご覧下さい。

次に、整理番号3でございますが、議案第1号、整理番号5の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請地は、大網字沼向、地目 畑の1筆、面積1,315平方メートルの一部に賃借権を設定

し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.362平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧くださいまして、やや右下付近に1-5, 2-3と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うために一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱60本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、94ページから119ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件および一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号2と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.2メートルから3.5メートルの間隔に立て、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま

す。続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に、戻りまして3ページをご覧ください。

続いて、整理番号3に関連します議案第1号、整理番号5の案件について説明させていただきます。

太陽光パネル面積の351.21平方メートルに新たに区分地上権を設定するものでございます。区分地上権の設定については、議案第1号整理番号4と同様でありますので、省略させていただきます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

整理番号4でございますが、議案第1号、整理番号6の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請地は、大網字北荻下、地目 畑の1筆、面積 1,543 平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧くださいまして、1-6、2-4と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うための一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱58本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、120ページから145ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件および一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号2と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.2メートルから3.5メートルの間隔に立

て、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に、戻りまして3ページをご覧ください。

続いて、整理番号4に関連します議案第1号、整理番号6の案件について説明させていただきます。

太陽光パネル面積の351.21平方メートルに新たに区分地上権を設定するものでございます。区分地上権の設定については、議案第1号整理番号4と同様でありますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第2号整理番号1について調査結果を報告いたします。

内容については事務局の説明の通りでございます。

6月5日に増田委員さんと現地で、権利者の代理人から説明を受け、調査を実施しました。

権利者は太陽光発電事業をするにあたり、施設用地を探していたところ、義務者から借り受けることができることとなったので、地上権を設定し、太陽光発電施設を計画しているということです。

埋め立て等を行わず、軽く転圧しパネル周囲にフェンスを設置する工事で、隣接する農地住宅の所有者には説明してあり、申請内容に間違いありませんとのことでした。

現地は畑ですが、雑草が繁茂している状況でした。

同日義務者に電話でお話を聞いたところ、申請内容に間違いありませんとのことでした。

隣接農地に影響もなく、特に問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重な審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に関連のある議案第1号、整理番号4及び議案第2号、整理番号2の案件、議案第1号、整理番号5及び議案第2号、整理番号3の案件、議案第1号、整理番号6及び議案第2号、整理番号4の案件につきましては、一括して、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第1号、整理番号4から6の3案件、並びに議案第2号、整理番号2から4の3案件、併せましてこの6案件は関係がございますので、一括して調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては事務局の説明の通りでございます。

この案件につきましては、3ヶ所に点在して設置されております。

営農型太陽光発電事業施設として一時転用をされました。

農地利用の更新でございます。

この3施設の更新につきましては、事業の開始当初は、下部農地にサツマイモを作付し、3年間の利用承認をいただいております。

しかし、その後、更新の申請時にサツマイモからブルーベリーに作物変更したことから、県からの許可年数が3年から1年に変更されたものでございます。

このようなことから、期間満了に伴い本年度も前年度に引き続き更新の申請がされているところでございます。

また、太陽光施設3ヶ所の現地調査につきましては、去る6月2日に川寄委員、関本推進委員と一緒に義務者宅に伺いまして、権利者から委託を受けている耕作者を含めまして、その状況を調査して参りました。

その調査結果でございますけれども、本年度からようやくブルーベリーの作付けが開始され、下部農地の管理状況は良好な状態で行われております。

なお、権利者につきましては、権利者の代理人が遠方のため、5月31日に電話で確認をいたしましたところ、特に変更点はなく、内容は昨年同様ということでございました。

したがいまして、よろしくお願ひしたいとのことでございます。

業者につきましても、権利者との関係は良好なことから、このまま継続することによりよくお願ひをしたいというような説明でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

これまでも継続で更新承認されておりますので、支障はないものと思われませんが、慎重ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から4及び議案第1号、整理番号4から6の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から4及び議案第1号、整理番号4から6の案件について質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号2及び議案第1号、整理番号4について、議案第2号、整理番号2は原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号4は許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号3及び議案第1号、整理番号5について、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当、議案第1号、

整理番号5は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

- 議長 次に、議案第2号、整理番号4及び議案第1号、整理番号6について、議案第2号、整理番号4は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号6は原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号4は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

- 議長 よって、議案第2号、整理番号1から4につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

○事務局 議長

○議長 事務局、どうぞ。

- 事務局 ここで、事務局から、報告があります。日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」の整理番号1の案件について、令和6年6月4日付けで取り下げ願いが提出されましたので、ご報告いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

- 議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号2から3について、説明をお願いいたします。

- 事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員長に意見を求められたものでございます。

議案書の7ページ「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は2人、利用権の設定をする者は2人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が2筆で、面積2,707.6平方メートル、畑が1筆で、面積1,260平方メートル、田と畑の合計面積は、3,967.6平方メートルでございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、更新が２件の合計２件でございます。

整理番号２から３の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

整理番号２、細草、畑が１筆、１,２６０平方メートル、１０年、金納、全面積で、１０万円、更新。

次に、議案書の１０ページをご覧ください。

整理番号３、大綱、田が２筆、２,７０８平方メートル、１０年、金納、全面積で、２万円、更新。

なお、整理番号２から３の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第２項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、整理番号２から３について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号２から３に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第３号、整理番号２から３について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第３号、整理番号２から３について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第３号、整理番号２から３の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

○議長 続きまして、日程第６、議案第４号「令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題とします。

それでは、事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局　ご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、令和5年の農林水産省経営局長からの通知によりまして、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされております。

また、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況および最適化活動の目標の達成状況について点検・評価を行い、公表するにあたり、意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定しております。

はじめに、大項目1は、農業委員会の状況でございます。

1、農業委員会の現在の体制　及び、2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

大項目2の「最適化活動の実施状況」でございます。

「1　最適化活動の成果目標」、(1)農地の集積　における、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

③実績では、今年度末の集積面積547ヘクタールに対しまして、農地面積は2,380ヘクタールで、今年度末の集積率は23パーセント、目標に対する達成率は107パーセントとなります。

(2)遊休農地の発生防止・解消における、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

③実績は、アのa緑区分の遊休農地の解消について、緑区分の遊休農地はございませんでした。

bの黄区分の遊休農地の解消について、黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は、議案書に記載のとおりでございます。

イの新規発生遊休農地の解消について、前年度に発生した緑区分の遊休農地はございませんでした。

④その他は、農地の利用状況調査に関する項目でございます。

利用状況調査は、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご協力いただきまして、8月から9月に調査を実施いたしました。

調査内訳は、黄区分の遊休農地が20.6ヘクタールと、昨年度より3.4ヘクタールの増加、緑区分の遊休農地が0.7ヘクタールとなっており、昨年度より0.7ヘクタールの増加となっております。

活動は概ね計画どおり実施することができたものと考えられます。

(3) 新規参入の促進について、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

③実績は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積5.9ヘクタールに対しまして、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した面積は、ございませんでした。

「2 最適化活動の活動目標」、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標および(2) 活動強化月間の設定、①目標については、議案書に記載のとおりでございます。

②実績は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

(3) 新規参入相談会への参加、①目標は、議案書に記載のとおりでございます。

②実績は、千葉県園芸協会が開催する「千葉県農林水産就業相談会」へ出席しております。

目標の達成状況の評語については、農林水産省経営局長からの通知による「目標の達成状況の評語の適用方法」に照らし、目標に対して期待を上回る結果でございました。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

大項目3の「事務の実施状況」でございます。

1、総会、部会の開催実績は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農地法第3条に基づく許可事務は、令和5年度の処理件数は45件で、うち許可が44件でございますが、差異のある1件は、申請取り下げの申し出があったものであり、不許可等の案件は、ありませんでした。

3、農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）は、一年間の処理件数は19件で、内訳は第4条申請が1件、第5条申請が18件となっております。

4、違反転用への対応は、令和6年3月末時点の違反転用面積は3.23ヘクタールで、

令和５年度実績では、増減はございません。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第４号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 総員賛成により、議案第４号の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第１号～報告第５号

○議長 続きまして、日程第７、報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」、日程第８、報告第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」、日程第９、報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」、日程第１０、報告第４号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約について」、日程第１１、報告第５号「農地の転用事実に関する照会について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第１号についてご説明いたします。

議案書１７ページから１８ページをご覧ください。

農地法第３条の３第１項の規定による届出は４件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第２号についてご説明いたします。

議案書の１９ページをご覧ください。

農地法第４条第１項第７号の規定による届出は１件でございます。

農地の所在地及び届出者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にあ

る地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の20ページから21ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は3件でございます。

住居用地として、整理番号1は、当該地の一部を使用貸借権設定するもの、整理番号2及び整理番号3は、所有権移転するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は1件でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

説明は以上でございます。

最後に、報告第5号についてご説明いたします。

議案書23ページから25ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は5件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第7から日程第11の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第 26 回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4 時 0 1 分)

上記会議の顚末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月7日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 平賀 武

署名委員 加藤 司一弘